

はしがき

契約書にはある程度の型が存在します。また、契約書の雛形に関する書籍も複数発行されています。当事務所でも、このシリーズの1つとして『応用自在！ 契約書作成のテクニック』を執筆しています。

これに対して、覚書や合意書は、付随的・派生的な内容を合意するための書面であるため、型のようなものを作りにくいという事情があります。作成の際に参考にする書籍も、契約書に関するものと比べて、著しく乏しい状況にあります。

とはいえ、ビジネスの現場では、覚書や合意書を作成する機会は多く見られます。内容によっては、契約書と同程度、もしくはそれ以上の法的効果が認められることもあり、また、注意しなければならない重要な事項も存在します。たとえば、契約関係を解消する際に締結する覚書などでは、単に「契約を合意解約する」などと記載した覚書を締結すれば十分というわけではありません。契約当事者間で債権債務の清算が済んでいるのであれば、「相互に債権債務がないことを確認する」などの清算条項が設けられていなければ、後日、相手方から思いもよらない損害賠償請求を受けるおそれもあります。

確かに、覚書や合意書を作成する場面は多種多様であり、そのすべてを網羅することはできません。しかし、重要な事項や外してはならない条項など、一定の型があることも事実です。そこで本書では、ビジネスや日常生活において覚書や合意書を作成するであろう場面を想定して雛形を作成し、そこに可能な限り多くの変更例を盛り込みました。また、本改訂版の発行にあたっては、民法改正により債権法・相続法の内容が幅広く変更されたことを踏まえ、これに適応するよう見直しを行っています。

必要十分な条項を盛り込んだ覚書や合意書を作成することで、後日の想定外のトラブルを回避することができるよう、よりいっそう本書をご活用いただければ幸いです。

執筆担当一同

目 次

第1部 覚書・合意書の基本事項

■ 覚書・合意書とは	2
■ 覚書・合意書の有効要件	7
■ 覚書・合意書の構成	11
■ 当事者の記載	17
■ 押印の種類	22
■ 収入印紙	25

第2部 覚書・合意書の作り方

第1章 商取引に関するもの

売買契約（動産）

〈目的物が準備できない場合〉

1 合意解約	40
2 合意解約＋損害賠償	45
3 代替物の提供＋精算	51
4 引渡期日変更	61
5 引渡期日変更＋損害賠償	64

〈目的物に不具合がある場合（修補不能）〉

6 合意解約	70
--------	----

7	合意解約＋損害賠償	75
8	引渡期日変更	83
9	引渡期日変更＋損害賠償	86
10	合意解約＋返還	92
11	合意解約＋返還＋損害賠償	99
12	代替物の提供	108

〈目的物に不具合がある場合（修補可能）〉

13	代替物の提供＋精算	114
14	引渡期日変更	123
15	引渡期日変更＋損害賠償	126
16	代金減額	132
17	修補費用請求	136
18	修 補	141
19	修補＋損害賠償	145

〈引渡しが遅延した場合〉

20	損害賠償	151
21	合意解約	155
22	合意解約＋損害賠償	160

〈代金の支払いが遅延した場合〉

23	支払期日変更	168
24	合意解約	173
25	合意解約＋損害賠償	177

売買契約（不動産）

〈目的物が準備できない場合〉

26	代替物の提供	183
-----------	--------	-----

〈目的物の引渡しができない場合〉

27	合意解約	189
28	合意解約＋損害賠償	193

〈目的物に不具合がある場合〉

29	不具合の確認＋合意解約	200
30	不具合の確認＋合意解約＋損害賠償	205
31	不具合の確認＋代金減額	213
32	不具合の確認＋工事費用請求	217
33	不具合の確認＋修補	222
34	不具合の確認＋修補＋損害賠償	227

〈土地の面積が異なる場合〉

35	事実確認＋精算	234
36	事実確認＋合意解約	239
37	事実確認＋合意解約＋損害賠償	244

〈所有権につき争いがある場合〉

38	事実確認＋交渉	252
39	事実確認＋合意解約	256
40	事実確認＋合意解約＋損害賠償	261

〈引渡しが遅れた場合〉

41	損害賠償	269
42	合意解約	273
43	合意解約＋損害賠償	277
44	引渡期日変更	284
45	引渡期日変更＋損害賠償	287

〈代金支払が遅延した場合〉

46	支払期日変更	293
47	合意解約	297
48	合意解約＋損害賠償	301

〈仕様変更する場合〉

49	仕様変更	307
50	仕様変更＋納期変更	311
51	仕様変更＋金額変更	316
52	仕様変更＋納期変更＋金額変更	322

〈契約期間を変更する場合〉

53	契約期間変更	328
----	--------	-----

〈著作権の帰属を確認する場合〉

54	帰属確認	332
----	------	-----

〈追加工事が発生した場合〉

55	報酬増額	337
56	納期変更	343
57	報酬増額＋納期変更	347

〈中途解約する場合〉

58	中途解約	353
----	------	-----

〈目的物に不具合があった場合（修補不能、引渡前）〉

59	合意解約	358
60	合意解約＋損害賠償	363

〈目的物に不具合があった場合（修補不能、引渡後）〉

61	合意解約	370
62	合意解約＋損害賠償	376

〈目的物に不具合があった場合（修補可能、引渡前）〉

63	納期変更	383
64	納期変更＋損害賠償	387

〈目的物に不具合があった場合（修補可能、引渡後）〉

65	代金減額	394
66	修補費用請求	398
67	修補請求	403

68 修補＋損害賠償	406
〈目的物の品質に不安が生じた場合〉	
69 アフターサービス合意	412
70 品質保証	417
〈支払いが滞った場合〉	
71 支払期限変更	422
72 相殺合意	429
73 相殺合意＋支払期限変更	433
74 債権譲渡	443
75 債権譲渡＋支払期限変更	448
76 合意解約	459
77 合意解約＋損害賠償	465
〈納期を守ることができない場合〉	
78 納期変更	472
79 損害賠償	476
80 納期変更＋損害賠償	481
81 合意解約	488
82 合意解約＋損害賠償	493

リース契約

〈引渡しが遅延した場合（サプライヤーとの合意）〉

83 引渡期限変更	501
84 引渡期限変更＋損害賠償	504

〈リース物件の品質等に不適合があった場合（サプライヤーとの合意）〉

85 修 補	509
86 修補＋損害賠償	515

〈引渡しが遅延した場合（リース会社との合意）〉

87 合意解約	523
88 合意解約＋損害賠償	526

〈リース物件の品質等に不適合があった場合（リース会社との合意）〉	
89 修 補	531
90 修補＋損害賠償	537
〈リース物件に事故があった場合（リース会社との合意）〉	
91 保険金相当額の支払い	545
〈リース料を支払わなかった場合〉	
92 残リース料すべての一括支払い	549
93 滞納分の支払い	553
94 目的物の引揚げ	557
〈リース物件を滅失させた場合〉	
95 違約金請求	561
〈再リースを行う場合〉	
96 再リース	564

第2章 賃貸借に関するもの

建物賃貸借契約

1 滞納賃料の弁済	570
2 連帯保証人の変更	579
3 滞納賃料の一部免除	588
4 明渡し＋滞納賃料の弁済	593
5 賃借人の変更	601
6 賃貸人の変更	613
7 契約期間の変更	620
8 対象物件の変更・追加	625
9 禁止事項の追加	631
10 賃料の変更	635
11 修 繕①（許諾）	639
12 修 繕②（一時退去）	645

13	建物の破損等に対する弁償	649
14	動産被害等に対する弁償	655
15	ペットの飼育許可	658
16	違反行為の是正	662
17	貸主都合による解約・明渡し	667
18	明渡し+立退料の支払い	671
19	契約違反による解約、明渡し	676
20	賃貸借契約の更新	680
21	賃貸借契約の終了	685
22	原状回復（原状回復費用の支払い／敷金返還／工事）	689

土地賃貸借契約

23	滞納地代の弁済	695
24	連帯保証人の変更	704
25	滞納地代の一部免除	711
26	合意解約+滞納地代の弁済	717
27	使用目的の変更	724
28	借主の変更	728
29	貸主の変更	737
30	契約期間の変更	743
31	対象物件の変更・追加	746
32	地代の変更	751
33	建物の建替え	755
34	大規模修繕の承諾	760
35	賃貸人都合による解約・明渡し	763
36	明渡し+立退料の支払い	767
37	賃貸借契約の更新	773
38	賃貸借契約の終了	777

仲介契約

39	契約期間の変更	782
40	仲介契約の種類変更	785
41	対象物件の追加・変更	791
42	契約の解約	796
43	仲介手数料の変更	799
44	損害賠償	802

管理委託契約

45	契約期間の変更	805
46	対象物件の追加・変更	808
47	業務に関する指示・変更	811
48	委託者の変更	816
49	契約の解約	823
50	管理会社の変更	827

第3章 貸金に関するもの

金銭消費貸借

1	貸付金額の修正	834
2	利息の変更	839
3	遅延損害金の修正	844
4	一部返済を条件とする免除	848
5	返済方法の変更	853
6	支払期限の変更	860
7	期限の利益喪失条項の変更	866
8	代物弁済	873
9	連帯保証人の設定	883

10	連帯保証人の変更	889
11	抵当権の設定	895
12	譲渡担保権の設定	904
13	質権の設定	918
14	公正証書の作成	930
15	債務不存在の確認	934

第4章 就労に関するもの

雇用契約（従業員）

1	従業員の地位変更	940
2	従業員の担当業務の変更	946
3	従業員の給与額の変更	950
4	雇用期間の変更	955
5	解雇の撤回	958
6	合意退職①（解決金）	963
7	合意退職②（清算）	968
8	未払賃金を支払うことの合意	973
9	社宅の明渡しの合意	977
10	社宅の明渡し＋未払使用料支払いの合意	981
11	競業禁止の合意	986
12	秘密保持の合意	991
13	従業員同士のトラブル（使用者責任）	996
14	安全配慮義務違反	1002
15	従業員が会社に損害賠償をする合意	1007
16	会社が第三者に損害賠償をする合意	1012
17	勤務態度に関する確認	1018
18	休職に関する合意	1022
19	退職金の支払い	1026



委任契約（役員）

20	取締役の能力不足①（委任契約の終了）	1030
21	取締役の能力不足②（報酬減額）	1037
22	取締役の能力不足③（定期報告の義務付け）	1041
23	取締役の不祥事①（解任）	1045
24	取締役の不祥事②（解任＋損害賠償）	1054
25	経営不振①（取締役の報酬減額）	1060
26	経営不振②（取締役の辞任）	1065
27	契約条件の変更（報酬増額）	1073
28	新規事業への参入①（報酬増額）	1077
29	新規事業への参入②（義務の見直し）	1081
30	辞任	1085
31	取締役の経営判断ミス①（確認）	1091
32	取締役の経営判断ミス②（損害賠償）	1096
33	取締役の経営判断ミス③（損害賠償＋辞任）	1101
34	取締役の競業行為①（確認）	1110
35	取締役の競業行為②（損害賠償）	1115
36	取締役の競業行為③（損害賠償＋辞任）	1120
37	取締役の秘密保持義務違反①（確認）	1130
38	取締役の秘密保持義務違反②（損害賠償）	1134
39	取締役の秘密保持義務違反③（損害賠償＋辞任）	1139
40	取締役の関係会社との取引	1148
41	取締役の体調不良	1152

第5章 不法行為等に関するもの



自然人

〈示談書〉

- | | | |
|----|--------------|------|
| 1 | 交通事故①（人身損害） | 1158 |
| 2 | 交通事故②（物的損害） | 1168 |
| 3 | 暴行 | 1175 |
| 4 | 窃盗①（物品） | 1182 |
| 5 | 窃盗②（顧客情報） | 1186 |
| 6 | 性犯罪 | 1190 |
| 7 | 名誉毀損①（示談金） | 1196 |
| 8 | 名誉毀損②（回復措置） | 1201 |
| 9 | 火災①（賃貸物件） | 1205 |
| 10 | 火災②（延焼） | 1211 |
| 11 | ペット①（傷害） | 1218 |
| 12 | ペット②（治療後の死亡） | 1223 |
| 13 | ゴルフ場 | 1227 |
| 14 | ダイビング | 1233 |
| 15 | ボール遊び | 1239 |

法人

- | | | |
|----|----------------------|------|
| 16 | 企業秘密漏洩による損害賠償の合意 | 1247 |
| 17 | 企業秘密侵害による損害賠償の合意 | 1253 |
| 18 | 消費者問題①（損害賠償の合意） | 1259 |
| 19 | 消費者問題②（契約解除・クーリングオフ） | 1267 |

第6章 家族に関するもの

離 婚

〈離婚・協議離婚〉

1	合意・届出	1276
2	財産分与	1278
3	離婚慰謝料	1290
4	子の親権指定	1295
5	子の養育費	1299
6	面会交流	1307
7	養育費の変更	1312
8	条件変更①（親権者変更）	1317
9	条件変更②（面会交流）	1319
10	条件変更③（面会交流履行）	1323

〈離婚前別居〉

11	条件調整①（別居合意）	1325
12	条件調整②（婚姻費用負担）	1329
13	条件調整③（子の監護養育）	1333
14	条件調整④（子の面会交流）	1339
15	条件調整⑤（夫婦財産帰属）	1344
16	条件調整⑥（運出し）	1348

相 続

〈遺産分割協議〉

17	遺産分割協議	1352
18	調整金	1363
19	分担債務承継	1368
20	全部取得	1372
21	債務承継	1382

22 分 担	1386
〈遺産分割協議・遺言の存在〉	
23 調整金	1390
24 遺言内容とは異なる遺産分割	1395
〈遺産分割協議・一部変更〉	
25 遺産分割協議（一部変更）	1403
〈遺留分侵害額請求〉	
26 遺留分侵害額に相当する金銭の支払い	1413

その他

〈婚約解消〉	
27 婚約解消	1417
28 婚約解消に伴う措置	1421
〈親族扶養〉	
29 扶養の条件	1427
30 引取扶養	1431
〈内縁解消〉	
31 財産分与	1434
32 慰謝料	1443

第7章 近隣問題に関するもの

一軒家

〈私 道〉	
1 私道の通行①（債権的通行権）	1450
2 私道の通行②（地役権）	1456
3 私道の通行③（通行禁止）	1462

〈隣 家〉

- 4 隣家との境界確認 1467
- 5 植物の飛出し①（剪定義務） 1473
- 6 植物の飛出し②（解決金） 1477

〈騒音・におい〉

- 7 騒 音 1482
- 8 におい 1488

〈その他〉

- 9 隣家から屋内が見える①（建築済み） 1493
- 10 隣家から屋内が見える②（建築前） 1497

集合住宅

〈騒 音〉

- 11 騒音①（子ども） 1502
- 12 騒音②（ペット） 1507
- 13 騒音③（住民） 1512

〈その他〉

- 14 管理費・修繕積立金の滞納 1517
- 15 ペット被害 1521
- 16 水漏れ被害①（損害賠償） 1525
- 17 水漏れ被害②（再発防止） 1530

〈ルール〉

- 18 ゴミ捨て①（ルールの遵守） 1534
- 19 ゴミ捨て②（外部者） 1538
- 20 駐輪場 1542
- 21 共用部分 1547

第 1 部

覚書・合意書の基本事項



覚書・合意書とは

Ⅱ 覚書・合意書の機能

覚書・合意書は、当事者間の合意事項を文書にしたものです。当事者は、覚書・合意書に記載された内容の権利義務を有することになります。

覚書・合意書は、典型的には「契約締結に至るまでの合意事項を確認する場合」（例：「〇〇に関する基本合意書」）や「すでに成立した契約を補足・変更する場合」（例：「業務委託契約書」に附随する「個人情報取扱いに関する覚書」、「引渡日変更に関する覚書」）などに作成されます。

また、「当事者間で発生した紛争を解決する際の合意事項を確認する場合」（この目的で作成される書類には、「示談書」という表題が用いられることもあります）や、「将来的に発生する可能性のある紛争を未然に防止する目的で合意した事項を確認する場合」（例：「私道の利用に関する覚書」）にも作成されます。

覚書・合意書に署名・捺印した当事者は、覚書・合意書に記載された合意事項の内容に拘束されます。そのため、原則として、後日これと異なる内容を主張しても、そのような言い分が認められることはありません。

このように覚書・合意書は、「当事者間で成立した合意の内容を証明する証拠書類としての機能」と「紛争を解決・防止する機能」を有しています。

② 契約書との違い

契約書も当事者間の合意事項を文書にしたものであり、当事者は契約書に記載された内容の権利義務を有することになります。

契約書の役割は覚書・合意書と同様です。すなわち、契約書に署名・捺印した当事者は契約書の内容に拘束されることになりますので、契約書は「当事者間で成立した契約の内容（各契約当事者が有する権利義務の内容）を証明する証拠書類としての機能」と「紛争を解決・防止する機能」を有することになります。

契約書と覚書・合意書は同様の機能を有していますので、表題の使い分けに気を遣い過ぎる必要はありません。「売買目的物、引渡条件（引渡日・引渡場所・費用負担者）、売買代金・支払条件、所有権の移転時期、検査、契約不適合責任、危険負担、解除、損害賠償責任、遅延損害金、管轄」など通常は売買契約書に記載されるべき事項が記載された書面に「覚書」という表題が付されていても、表題が覚書だから契約書とは認められないなどということはなく、当該文書には当然に売買契約書としての効力が認められます。

このように文書の表題は法的な効力に影響を及ぼすものではありませんが、表題の使い分けを適切に行うことで、「基本となる契約書」と「これに関連する覚書・合意書」という区別が容易になり、書面の重要性や関連性を瞬時に認識することができます。かかる意味において、文書に適切な表題を付しておくことは極めて有益です。

一般的には、当事者間で発生する確定的な権利義務の内容を具体的かつ網羅的に記載する書面には「契約書」という表題を使用し、契約書に附随する事項について合意する場合、契約書の特定の条項を変更する旨を合意する場合、当事者間で発生した紛争を解決する際の合意事項を確認する場合、将来的に発生する可能性のある紛争を未然に防止するために合意した事項を確認する場合等には「覚書」・「合意書」という表題を使用することになります。

③ 念書との違い

覚書と似たような書面として、当事者の一方が作成し他方当事者に差し入れる「念書」があります。念書の具体例をいくつか示します。

〈借入金返済に関する念書〉

念 書		令和○年○月○日
○○ ○○ 殿	住所	
	氏名	印
貴殿より令和○年○月○日に借用しました 10 万円の返済が遅れてしまい大変申し訳ありません。元利金合計 11 万円は、以下のとおり返済させていただきます。		
令和○年○月○日限り	金○○円	
令和○年○月○日限り	金○○円	
		以 上

〈賃貸借契約に関する念書（ペットの飼育を中止する旨の誓約）〉

念 書		令和○年○月○日
○○ ○○ 殿	住所	
	氏名	印
貴殿より令和○年○月○日に賃借しました○○マンション○号室（東京都○○区○○町○丁目○番○号）において、飼育が禁止されて		

いる犬を飼っていたことにより近隣の住民の皆様にご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。令和〇年〇月〇日までに犬の飼育を中止することをお約束いたします。万が一、上記期日以後も犬の飼育を中止しなかった場合には、速やかに退去することを誓約いたします。

以 上

〈雇用契約に関する念書（セクハラ行為を二度と繰り返さない旨の誓約）〉

念 書

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社 御中

住所

氏名

㊞

私は、令和〇年〇月〇日、同じ部署のA氏に対し、〇〇等の言葉をかけ、またA氏の肩に手をかける等のセクハラ行為をしました。

私の上記言動は、就業規則第〇条第〇号に違反するものであり、大変反省しています。

今後二度と職場において同様の行為を繰り返さないことを誓約するとともに、もし行ってしまった場合には、貴社より就業規則に則った然るべき対応がとられることについて異議を述べません。

以 上

〈家族生活に関する念書（DVを行わない旨の誓約）〉

念 書

令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

住所

氏名

㊞

私は、令和〇年〇月〇日、貴殿に対し、髪の毛を引っ張る、肩を押さえつける、足を蹴る等の暴行行為をしました。

私の上記行為により、貴殿に肉体的・精神的苦痛を与えてしまったことを大変反省しています。本当に申し訳ありませんでした。

今後二度と同様の行為を繰り返さないことを誓約するとともに、もし同様の行為をした場合には、貴殿の要請に応じて協議離婚することに同意します。

以 上

当事者間の合意事項が記載される覚書・合意書と異なり、念書には、念書を作成する当事者が約束する事項のみが記載されます。また、念書には念書を作成する者のみが署名・押印します。

念書を作成した当事者は、念書に記載された約束事項の内容に拘束されるため、原則として、後日これと異なる内容を主張してもそのような言い分が認められることはありません。他方、念書を受け取った当事者は、念書において何の約束もしていませんので、念書に基づき義務を負うことはありません。このように、念書の内容に拘束されるのは念書を作成した当事者のみである点が、念書と覚書・合意書との相違点となります。

覚書・合意書と同様、念書も、念書を作成した当事者が念書の内容に拘束されるという意味において、証拠書類としての機能とともに紛争解決機能を有する書面です。前述のように、念書を受領する当事者は念書に基づき義務を負うことはありませんが、念書の内容に異議を唱えない場合に念書に記載された内容を了承したものとみなされ、これにより不利益を被ることはあり得ます。そこで、念書を受領する当事者としては、念書を作成する当事者が念書に都合のよい事実のみを記載している場合には速やかに内容の修正を求めるなどして、紛争解決に役立つ内容の書面としておくことが重要となります。

覚書・合意書の有効要件

覚書・合意書も、契約書と同じく当事者を拘束する権利義務を生じさせ紛争解決機能を有する書面です。覚書・合意書に記載された内容が法的に有効であると認められ、当事者に対する拘束力を生じさせるためには、覚書・合意書が「契約が有効と認められるための条件と同じ条件」を満たしていることが必要となります。この条件は、大きく、覚書・合意書の内容に関する有効要件と当事者に関する有効要件の2つに分かれます。

1 覚書・合意書の内容に関する有効要件

覚書・合意書の内容が有効なものとして認められるためには、①確定性、②実現可能性、③適法性、④社会的妥当性のすべてが満たされている必要があります。覚書・合意書を締結するにあたっては、この4要件が満たされているかを確認してください。

① 確定性

覚書・合意書の内容が確定していることが必要となります。

たとえば、騒音問題で揉めているAさんとBさんとの間で、覚書・合意書に「迷惑をかけたことの謝罪として、Bは、Aに対し、Aが満足するものを引き渡す。」と規定していたとしても、覚書・合意書の記載において、Aさんが引渡しを受けるものがまったく特定できておらず不明なため、この覚書・合意書は確定性を欠き無効となります。この場合、Aさんが、Bさんの引き渡したものが満足

いかないことを理由に他のものの引渡しを求めたとしても、当該請求は認められません。

② 実現可能性

締結時に実現可能性がない覚書・合意書は、無効となります。

たとえば、〇〇制作の壺の売買契約を締結しているAさんとBさんとの間で、売買対象物を□□制作の壺へと変更する覚書・合意書を締結したとして、締結当時、変更後の売買対象物である□□制作の壺がすでに壊れて滅失していたという場合、この覚書・合意書は実現可能性がないものとして無効となります。

③ 適法性

違法な内容の覚書・合意書は無効となります。

たとえば、賃貸借契約を締結しているAさんとBさんとの間で、賃貸条件を変更するにあたり「賃貸人Aはいつでも無条件で本賃貸借契約を解除することができる。」という条項が存在する覚書・合意書を締結したとしても、借地借家法30条に「この節の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。」との強行規定があるため、その特約よりも借地借家法の規定が優先されることになります。したがって、上記条項は違法であり無効になります。

④ 社会的妥当性

社会的に著しく妥当性を欠く内容の契約は無効となります。

たとえば、金銭消費貸借契約を締結しているAさんとBさんとの間で、〇〇社の機密資料を盗んできたら借金の支払義務を免除する旨の覚書・合意書を締結したとしても、これは犯罪行為を推奨する内容であって社会的妥当性を欠くので、この覚書・合意書は無効となります。

② 当事者の有効要件

覚書・合意書を締結するにあたっては、当事者が以下の要件を満たしているのかを確認してください。

① 意思能力が存在していること

意思能力とは、自己の行為の性質や結果を判断することのできる精神的能力をいいます。幼児、精神障害者、泥酔者などは意思能力がないものとされ、その者のなした法律行為は無効となります。

たとえば、2歳の幼児は「お菓子を100円で買う」という意思を表示するための知能が欠けているため、意思能力がないと判断されることになります。ちなみに、子供であれば6～7歳くらいから意思能力が備わり出すと考えられています。

② 行為能力が存在していること

行為能力とは、有効な法律行為を単独で行うことができる能力をいいます。未成年者や成年被後見人等の行為能力が存在しない者の法律行為は取り消される可能性がありますので、覚書・合意書の相手方に行為能力が存在しない場合は、その有効要件を満たすように配慮する必要があります。

たとえば、覚書・合意書の相手方が未成年者であれば、法定代理人である親権者の同意があるかを確認する必要があります。

③ 意思の欠缺・意思表示の瑕疵が存在しないこと

当事者が覚書・合意書を締結する際、意思が欠けていたり（意思の欠缺）、意思表示に瑕疵があったりすると、その覚書・合意書は無効になったり、後に取り消されたりします。

意思の欠缺には、心裡留保（真意でないことを知りながらする意思表示。民法93条1項）や虚偽表示（相手方と通じて行う真意で

ない意思表示。民法 94 条 1 項）があり、このような状況がある場合、契約は無効となります。

意思表示の瑕疵には、錯誤（勘違いによる意思表示。民法 95 条 1 項）、詐欺（人を欺き錯誤に陥らせて意思表示をさせること。民法 96 条 1 項）や強迫（相手に害意を示し、恐怖の念を生じさせて意思表示をさせること。民法 96 条 1 項）があり、このような状況がある場合、覚書・合意書の意味表示を取り消すことができます。

④ 代理権・代表権が存在すること

当事者の代理人や法人の代表者が覚書・合意書を締結するとき、有効な代理権や代表権が存在しなければ、当事者に覚書・合意書の効果が帰属しなくなります。

そのため、代理人が当事者に代わり署名押印するときは、委任状を覚書・合意書に添付することを求めるなどして、相手に有効な代理権が存在するかを確認してください。

● 執筆者略歴 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

横張清威（弁護士・公認会計士）

平成 13 年司法試験合格。平成 24 年公認会計士試験合格。令和 3 年弁護士法人トライデント共同設立。M & A ・会社法・金融商品取引法・労働問題を専門とし、多数の上場企業・ベンチャー企業に法務・財務に関するサービスを提供している。著書（共著）に『応用自在！ 契約書作成のテクニック』（日本法令）、『ストーリーでわかる初めての M & A 会社、法務、財務はどう動くか』（日本加除出版）などがある。

大菅 剛（弁護士）

平成 9 年立教大学法学部卒業。平成 18 年弁護士登録。平成 24 年みらい総合法律事務所パートナー弁護士に就任。契約書作成、労働問題その他企業法務、債権回収業務、不動産関係事件、交通事故事件、相続事件、離婚事件などを日常的に扱う。著書に、『交通事故訴訟における典型後遺障害と損害賠償実務』（ぎょうせい）、『応用自在！ 契約書作成のテクニック』（日本法令）、『損害賠償算定基準』（いわゆる「赤い本」）などがある。

吉岡裕貴（弁護士）

平成 15 年東京大学法学部卒業、平成 18 年弁護士登録、平成 25 年みらい総合法律事務所パートナー就任。不動産問題、労働問題、コンプライアンスを中心に、各種事件の解決に精力的に取り組んでいる。著書（共著）として、『応用自在！ 内容証明作成のテクニック』（日本法令）『賃貸トラブル 交渉と解決法』（あさ出版）、『不動産賃貸トラブル Q & A』（不動産流通研究所）などがある。

小堀 優 (弁護士)

みらい総合法律事務所パートナー弁護士。平成 10 年、上智大学文学部史学科卒業（日本近現代史専攻）。平成 17 年、司法試験合格。コンプライアンス、会社法、M&A、不動産取引を主に扱い、企業のコンプライアンス委員会委員長や社外監査役を務める。また、丁寧かつ明瞭な講義には定評があり、宅地建物取引士の登録講習講座や大学での講義、講演活動にも力を入れている。著書（共著）として、『応用自在！ 契約書作成のテクニック』（日本法令）、『建設工事請負契約約款 利用の実務とトラブル防止・対応策』（日本法令）などがある。

辻角智之 (弁護士)

平成 17 年司法試験合格。平成 23 年みらい総合法律事務所パートナー
就任。令和 3 年ひなた総合法律事務所を設立。企業の相談案件や訴訟案
件に数多く携わり、企業のコンプライアンス、労働問題、不動産問題に
精通している。テレビ出演、講演を行うほか、著書（共著）として、『応
用自在！ 内容証明作成のテクニック』（日本法令）、『Q & Aでわかる民
事執行の実務』（日本法令）などがある。

正田光孝（弁護士）

一橋大学法学部卒業後、平成 20 年弁護士登録。平成 27 年みらい総合法律事務所パートナー就任。令和 3 年ひなた総合法律事務所を設立。取扱分野は企業法務、エンターテインメント法務など。著書（共著）として、『応用自在！ 契約書作成のテクニック』（日本法令）、『契約審査のベストプラクティス』（レクシスネクシス・ジャパン）などがある。

田畠宏一（弁護士）

平成 18 年、司法試験合格。平成 19 年、東京大学法学部卒業。みらい総合法律事務所パートナー弁護士。企業法務（訴訟・交渉、コンプライアンス、労務紛争）、スモールM&A、事業承継、不動産案件を得意とする。また、企業法務の専門性を活かし、企業の監査役、一般社団法人の監事を兼務。講演歴として、金融機関、一般企業、宅建業協会、弁護士会、司法書士会、横浜市等での講演。

西宮英彦（弁護士）

平成 11 年、慶應義塾大学法学部法律学科卒業。株式会社三井住友銀行での勤務の後、平成 20 年、法政大学法科大学院修了。同年、司法試験合格。平成 22 年、みらい総合法律事務所入所。主に労働法務、事業再生・倒産、交通事故、家事事件（親族・相続）などを扱う。著書（共著）として、『応用自在！ 契約書作成のテクニック』（日本法令）、『ガイドブック民事保全の実務』（創耕舎）、『倒産手続選択ハンドブック』（ぎょうせい）など多数。

伊勢田篤史（弁護士・公認会計士）

となりの法律事務所パートナー弁護士。平成 16 年、旧公認会計士試験第 2 次試験合格。平成 18 年、慶應義塾大学経済学部卒業。平成 25 年、中央大学大学院法務研究科終了。平成 26 年、弁護士登録。放送大学実務講師（平成 31 年～現在）。「相続で苦しめられる人を 0 に」という理念を掲げ、終活弁護士として相続問題の紛争予防対策に力を入れている。著書等に、『突然のリスクに備える 社長さんのための遺言セミナー開催キット』（レガシィ）、『緊急事業承継ガイドブック 社長が突然死んだら？』（税務経理協会）、『デジタル遺品の探しかた、しまいかた、残しかた＋隠しかた』（日本加除出版、共著）などがある。